

令和8年度果樹カメモシ類緊急防除支援事業
費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (各事務所長が定める日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了日とは、対象農家等へ補助金を支払った日とする。
※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】
補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内
完了翌年度の4月20日のいずれか早い日)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

- 提出書類: 実績報告書及び収支決算書
- 支払い時期: 実績報告後に速やかに支払います。

資料提出・問い合わせ先 所轄の県事務所の農(林)業振興課(室)

東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農業振興課	0859-31-9652
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2004